

令和2年3月31日（火）

長崎労働局職業安定部

職業安定課長

橋本 堅治

地方雇用保険監察官

金縄 周一

電話 095-801-0040

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための失業認定の取扱について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ハローワークでの雇用保険受給者の基本手当（失業給付）の受給について、特例措置の取扱いが可能となります。

●特例措置の内容

令和2年4月1日（水）～令和2年4月30日（木）までの間に、失業給付の認定日（注）が指定されている方については、令和2年5月1日（金）以後の日に変更できます。

（注）雇用保険の基本手当（失業給付）を受給するためには、原則として4週間（28日）に1回の指定された日にハローワークに来所し、失業の状態にあったことを申告する必要がある、この日を認定日と言います。



※この措置を希望される方はハローワークまでお問い合わせをお願いします。

※感染の拡大等の状況を踏まえ、特例措置の期間を延長する場合があります。